平成２２年（フ）第５９４号
奈良市大安寺西３丁目５番２号
債務者　谷垣　仁美
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小城　　達
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年２月15日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６５号
茨城県日立市田尻町２丁目32番４号
債務者　大久保　隆
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　破産債権の届出期間　平成23年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月28日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１８１号
岐阜県恵那市上矢作町下683番地　市営平岩住宅Ｅ号
債務者　永井　克明
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨田　武生
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１９６号
岐阜県多治見市大畑町西仲根１番地の31
債務者　安藤　　豊
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石垣　智康
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２０１号
岐阜県多治見市滝呂町16丁目２番地の61
債務者　林　　在沢
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國光　健宏
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年２月16日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１７８号
北海道岩見沢市７条西11丁目10番地４
債務者　前　　和幸
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　剛
4　破産債権の届出期間　平成23年１月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第５６６号
新潟市中央区鐙３丁目10番15号第３コーポ青木105号、前住所新潟市江南区砂岡３丁目５番24号
債務者　佐藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　直樹
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午前11時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６８０号
新潟市東区東中野山３丁目９番13―1315号
債務者　磯部千恵子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻澤　広子
4　破産債権の届出期間　平成23年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前10時10分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２４９号
広島市安佐北区可部町大字南原523番地４
債務者　坂本　英美
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大松　洋二
4　破産債権の届出期間　平成23年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１１号
神戸市須磨区東白川台４丁目14番地の21、従前の住所神戸市東灘区本山南町６丁目２番１―809号
債務者　船井　璋子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　久俊
4　破産債権の届出期間　平成23年１月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月16日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４３号
宮崎市大塚町権現前882番地20
債務者　塩月たつ子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
4　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月18日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４９２号
愛知県一宮市萩原町富田方字柳原60番地
債務者　脇田　敦子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４０４号
奈良県橿原市五井町223番地の15　緑ヶ丘住宅
債務者　西川　章子
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係